

行政処分の公表

弊社東京町田営業所は、関東運輸局東京運輸支局より以下の処分を受けました。
指摘事項について直ちに是正措置を講じ、今後は再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象営業所 東京町田営業所

2. 事業内容 一般貸切旅客自動車運送事業

3. 処分の内容 0点 文書警告

4. 違反事実及び適用条件

- ① 乗務時間等告示の遵守違反
(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)
- ② 点呼の記録義務違反
(運輸規則第24条第5項)
- ③ 業務の記録の記録事項の不備
(運輸規則第25条第2項)
- ④ 運行指示書の記載事項の不備
(運輸規則第28条の2第1項)

5. 当該処分にに基づき講ずる処置

- ① 渋滞などの交通障害時において、運転者は運行管理者とその情報を共有し、運行管理者は当該運転士が超過乗務とならないよう交代運転者の配置について早めの判断を行うこととした。
- ② 点呼簿へ誤記入や記入漏れの無いよう、ながら作業を行わないよう手順を取り決めた。
- ③・④ 日帰り運行から、急遽、宿泊が伴う運行へ変更となった場合には、運行管理者は宿泊施設名・住所・連絡先の情報について、日報へ記載するよう運転者に指示を行うこととした。
また、運行指示書へも当該情報を速やかに記載し、別の運行管理者が引き継ぎの際に記載漏れがないか確認することとした。

6. 処分を受けた日 令和6年3月19日

以上